

米国の放射性物質に係る輸入規制の変更の概要について (平成25年9月9日時点)

1. 変更前（規制変更箇所は赤）

対象県	品目	規制内容
岩手、宮城、福島、 茨城、栃木、群馬、 千葉、 神奈川 (8 県)	出荷制限対象品目 (平成24年5月31日現在)	輸入停止
	牛乳・乳製品、野菜・果実 及びその加工品、牛肉及び 鶏肉製品、米、茶、魚等 (輸入停止品目を除く)	第三者機関作成の 放射性物質検査報告書を要求
	輸入停止及び上記品目以外 の食品、飼料	米国にてサンプル検査
8 県以外	全ての食品、飼料	

2. 改正後（規制変更（追加）箇所は赤）

対象県	品目	規制内容
青森 、岩手、宮城、 山形 、福島、茨城、 栃木、群馬、 埼玉 、 千葉、 新潟 、 山梨 、 長野 、 静岡 (14 県)	出荷制限対象品目 (平成25年7月10日現在)	輸入停止
	牛乳・乳製品、野菜・果実 及びその加工品、牛肉及び 鶏肉製品、米、茶、魚、 二 枚貝(Venus Clams) 、 ウニ 等 (輸入停止品目を除く)	第三者機関作成の 放射性物質検査報告書を要求
	輸入停止及び上記品目以外 の食品、飼料	米国にてサンプル検査
14 県以外	全ての食品、飼料	

3. 規制変更の概要

- (1) 日本で出荷制限措置がとられている品目は、県単位で輸入停止としている。
- (2) しかしながら、平成24年7月以降、日本において出荷制限措置を解除したにもかかわらず、米国において輸入停止されている状況が続いていた。
- (3) 今回、平成25年9月9日付けで、平成25年7月10日現在における日本の出荷制限状況にあわせて、輸入停止の対象県・品目を見直した。
- (4) 今回、輸入停止が解除された主な県・品目は、「栃木県、群馬県、千葉県及び神奈川県産の茶」及び「岩手県及び宮城県のマダラ」となっている。

4. 米国が定める放射性物質基準

放射性物質核種	基準値 (Bq/kg)
ヨウ素 (^{131}I)	170
セシウム ($^{134}\text{Cs} + ^{137}\text{Cs}$)	1200